

地区市民運動会補助金交付手続きの流れ

スポーツ協会の事務

加盟団体の事務

開 始

- ① 補助金交付内定通知(様式第1号)の発送
※交付補助金額の予告となります。

- ② 補助金交付申請書(兼請求書)(様式第2号)の作成・提出 ※事業実施:2週間前まで
- 提出書類
- ・補助金交付申請書(兼請求書)(様式第2号)
 - ・事業計画書及び収支予算書
(様式第2号及び5号別記)
 - ・地区市民運動会実施計画書(様式第3号)
 - ・開催要項や参考となる資料
 - ・概算払理由書 *1
(事業実施前補助金交付希望団体のみ)

- ③ 補助金交付決定通知(様式第4号)の発送

*1 「概算払理由書」提出団体は、
ここで補助金交付

事業実施

- ④ 補助金交付にかかわる事業実績並びに
収支決算報告(兼請求書)(様式第5号)
の作成・提出 ※事業実施後、30日以内
(1か月以内ではありません。)

提出書類

- ・補助金交付にかかわる事業実績並びに
収支決算報告(兼請求書)(様式第5号)
- ・事業報告書及び収支決算書
(様式第2号及び5号別記)
- ・開催内容がわかる資料
(成績表や写真、プログラムなど)

- ⑤ 補助金額確定通知書(様式第8号)の発送

* 通常の場合、ここで補助金交付

終 了